

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセツト										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メフェナセツトの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第281号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>22.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	22.7	幼小児（1～6歳）	35.4	妊婦	21.1	高齢者（65歳以上）	22.3
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	22.7										
幼小児（1～6歳）	35.4										
妊婦	21.1										
高齢者（65歳以上）	22.3										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

メフェナセット(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.8	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、
一律基準(0.01ppm)が適用される。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゾピシクロン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305024号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	ベンゾピシクロンの一日摂取許容量（ADI）を0.034mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第282号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.5	幼小児（1～6歳）	0.9	妊婦	0.4	高齢者（65歳以上）	0.5
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.5										
幼小児（1～6歳）	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者（65歳以上）	0.5										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

ベンゾピシクロン(除草剤)

(継続19下)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメトモルフ										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年11月27日付け厚生労働省発食安第1127002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	ジメトモルフの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第283号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	11.8	幼小児（1～6歳）	22.9	妊婦	9.0	高齢者（65歳以上）	11.3
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	11.8										
幼小児（1～6歳）	22.9										
妊婦	9.0										
高齢者（65歳以上）	11.3										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

ジメトモルフ(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類	○ 0.3	0.3
ばれいしよ	○ 0.1	0.1
はくさい	○ 2.0	2.0
キャベツ	○ 2	2.0
芽キャベツ	○ 2.0	2.0
ケール	○ 20	20
こまつな	○ 20	20
きょうな	○ 20	20
チンゲンサイ	○ 20	20
カリフラワー	○ 2.0	2.0
ブロッコリー	● 1	2.0
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	● 0.02	20
レタス	○ 10	10
たまねぎ	○ 2.0	2.0
ねぎ	○ 2	2
にんにく	○ 2.0	2.0
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 2.0	2.0
トマト	○ 3	3
ピーマン	● 1	1.5
なす	● 1	1.5
その他のなす科野菜 ¹⁴	● 1	1.5
きゅうり	○ 0.7	0.7
かぼちや	○ 1	1
しろり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.5	0.5
オクラ	○ 1	
えだまめ	○ 10	10
その他の野菜 ¹⁷	○ 10	
みかん	○ 0.5	
いちご	○ 0.05	
ぶどう	○ 5	5
パイナップル	○ 0.01	
その他の果実 ²⁰	● 1	1.5
ホップ	○ 80	60
その他のスパイス ²³	○ 15	1.5
その他のハーブ ²⁴	○ 20	20

ジメトモルフ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.01	0.01
豚の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	0.01
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きん ²⁶ の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 5	
干しぶどう	○ 5	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

10. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

12. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

14. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

15. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

25. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

26. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンチアバリカルブイソプロピル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量（ADI）を0.069mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第284号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	4.0	幼小児（1～6歳）	6.9	妊婦	3.1	高齢者（65歳以上）	3.8
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	4.0										
幼小児（1～6歳）	6.9										
妊婦	3.1										
高齢者（65歳以上）	3.8										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.05	
ばれいしよ	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.05	
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ	○ 0.7	
トマト	○ 2	1
なす	○ 2	
きゅうり	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.05	
ぶどう	○ 2	2

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オリサストロビン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	オリサストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月27日府食第330号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="593 1146 1422 1395"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	2.0	幼小児（1～6歳）	3.4	妊婦	1.6	高齢者（65歳以上）	2.0
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	2.0										
幼小児（1～6歳）	3.4										
妊婦	1.6										
高齢者（65歳以上）	2.0										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

オリサストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.2	0.2
魚介類	○ 0.2	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ダイムロン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ダイムロンの一摂取許容量 (ADI) を0.3mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年11月8日府食第1105号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロパミド (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	カルプロパミドの一日摂取許容量 (ADI) を0.014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月13日府食第1222号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量 (ADI) を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年1月17日府食第59号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カフェンストロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カフェンストロールの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月21日府食第189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセット (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	メフェナセットの一日摂取許容量 (A D I) を0.007/kg体重/日と設定する。 (平成20年3月13日府食第281号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904005号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年6月14日府食第596号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズ										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アミトラズの日摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年5月17日府食第482号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>74.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI(%)	国民平均	30.1	幼小児（1～6歳）	74.9	妊婦	31.0	高齢者（65歳以上）	27.5
	EDI/ADI(%)										
国民平均	30.1										
幼小児（1～6歳）	74.9										
妊婦	31.0										
高齢者（65歳以上）	27.5										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

別紙1

アミトラズ(殺虫剤/外部寄生虫用剤及びミツバチ寄生ダニの駆除)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.02
その他の穀類 ²	●	0.02
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ³	●	0.02
ばれいしよ	●	0.05
さといも類	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類の根	●	0.05
だいこん類の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス	●	0.05
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.05

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.05
ねぎ	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.05
トマト	○ 0.9	0.5
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.05
きゅうり	○ 0.9	0.5
かぼちや	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.05
その他の野菜 ¹²	●	0.05
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.5
レモン	○ 0.5	0.5
オレンジ	○ 0.9	0.5
グレープフルーツ	○ 0.5	0.5
ライム	○ 0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 0.9	0.5

アミラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹		現行基準
	(改正後)		(改正前)
	ppm		ppm
りんご	○	0.9	0.5
日本なし	○	0.9	0.5
西洋なし	○	0.9	0.5
マルメロ	○	0.9	0.5
びわ	○	0.9	0.5
もも	○	0.9	0.5
ネクタリン	○	0.9	0.2
あんず	○	0.9	0.2
すもも	○	0.9	0.2
うめ	○	0.9	0.3
おうとう	○	0.9	0.5
いちご	●		0.2
ラズベリー	●		0.2
ブラックベリー	●		0.2
ブルーベリー	●		0.2
クランベリー	●		0.2
ハックルベリー	●		0.2
その他のベリー類果実 ¹⁴	●		0.2
ぶどう	●		0.05
かき	●		0.05
バナナ	●		0.05
キウイ	●		0.05
パパイヤ	●		0.2
アボカド	●		0.2
パイナップル	●		0.05
グアバ	●		0.2
マンゴー	●		0.2
パッションフルーツ	●		0.2
なつめやし	●		0.2
その他の果実 ¹⁵	●		0.2
ひまわりの種子	●		0.2
ごまの種子	●		0.05
べにばなの種子	●		0.2
綿実	○	0.9	0.5
なたね	●		0.2
その他のオイルシード ¹⁶	●		0.2
ぎんなん	●		0.2
くり	●		0.05
ペカン	●		0.2
アーモンド	●		0.2
くるみ	●		0.2
その他のナッツ類 ¹⁷	●		0.2

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.1
ホップ	●	40
その他のスパイス ¹⁸	○ 5	0.5
その他のハーブ ¹⁹	●	0.05
牛の筋肉	○ 0.09	0.05
豚の筋肉	○ 0.09	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.2	0.1
牛の脂肪	○ 0.2	0.1
豚の脂肪	○ 0.4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.2	0.4
牛の肝臓	○ 0.4	0.2
豚の肝臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	0.2
牛の腎臓	○ 0.4	0.2
豚の腎臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.4	0.2
牛の食用部分	○ 0.4	0.2
豚の食用部分	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	0.2
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん ²¹ の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	●	0.04
その他の家きんの肝臓	●	0.04
鶏の腎臓	●	0.04
その他の家きんの腎臓	●	0.04
鶏の食用部分	●	0.04
その他の家きんの食用部分	●	0.04
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
はちみつ	○ 0.2	0.2
綿実油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.09	0.05

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行
残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ご種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆず皮及びごまの種子以外のものをいう。

19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち及び豚以外のものをいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一摂取許容量（ADI）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アメトリン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305005号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アメトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.072mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年9月13日府食第871号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.0	幼小児（1～6歳）	0.1	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19上)

別紙

アトリン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	● 0.05	0.3
さといも類	●	0.3
やまいも	●	0.3
さとうきび	● 0.05	0.2
すいか	●	0.4
メロン類果実	●	0.4
まくわうり	●	0.4
みかん	●	0.4
なつみかんの果実全体	●	0.4
レモン	●	0.4
オレンジ	●	0.4
グレープフルーツ	●	0.4
ライム	●	0.4
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.4
りんご	●	0.4
日本なし	●	0.4
西洋なし	●	0.4
マルメロ	●	0.4
びわ	●	0.4
もも	●	0.4
ネクタリン	●	0.4
あんず	●	0.4
すもも	●	0.4
うめ	●	0.4
おうとう	●	0.4
いちご	●	0.4
ラズベリー	●	0.4
ブラックベリー	●	0.4
ブルーベリー	●	0.4
クランベリー	●	0.4
ハックルベリー	●	0.4
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.4
ぶどう	●	0.4
かき	●	0.4
バナナ	●	0.4
キウイ	●	0.4
パパイヤ	●	0.4
アボカド	●	0.4
パイナップル	● 0.05	0.4
グアバ	●	0.4
マンゴー	●	0.4
パッションフルーツ	●	0.4
なつめやし	●	0.4
その他の果実 ²⁰	●	0.4

アトリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ひまわりの種子	●	0.4
ごまの種子	●	0.4
べにばなの種子	●	0.4
綿実	●	0.4
なたね	●	0.4
その他のオイルシード ²¹	●	0.4
ぎんなん	●	0.4
くり	●	0.4
ペカン	●	0.4
アーモンド	●	0.4
くるみ	●	0.4
その他のナッツ類 ²²	●	0.4
その他のスパイス ²³	●	0.4
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05

18. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

21. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

22. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

25. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月2日府食第749号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続18下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アズキシストロビン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アズキシストロビンの一日摂取許容量 (A D I) を0.18mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年12月21日府食第1030号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)